

## 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第39条第2号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

第68条第3項中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。第8項及び第82条第5項において同じ。）」に改め、同条第8項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第82条第5項中「看護師」を「看護職員」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第39条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、福祉型障害児入所施設及び福祉型児童発達支援センターの職員の配置に関する基準を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。